

愛媛県警察会計年度任用職員（事務補助職員・特定業務職員）採用試験案内

令和8年1月20日
新居浜警察署

愛媛県警察会計年度任用職員採用のための試験を次のとおり行います。

1 試験区分、採用予定人員、勤務先及び職務内容

試験区分	採用予定人数	勤務先	職務内容
事務補助職員 (フルタイム)	1人程度	新居浜警察署	警察事務補助業務等 に従事します。
特定業務職員 (短時間)	1人程度		

※ 特定業務職員の応募がない場合は、事務補助職員採用試験不合格者の中から特定業務職員として採用される場合があります。

2 受験資格

(1) 18歳以上の者（令和8年4月1日現在）

(2) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条各号のいずれにも該当しない者

※ 過去に愛媛県警察臨時職員（22条職員）として雇用され、通算して2年間以上勤務したことがある方も受験できます。

3 試験の方法等

試験種目	配点	試験内容
作文試験	100点	公務に従事する者として必要とされる見識、思考力、表現力等について作文試験を行います。
口述試験	150点	人物について総合的に評定するため、個別面接を行います。
適性検査	△	職務遂行に必要な適性について、検査を行います。

※ 各試験項目において、一定の基準に満たない種目がある場合は、合計得点にかかわらず不合格となります。

4 試験の日時、場所

（1）試験日時

令和8年2月26日（木）午後1時30分

（2）試験実施場所

新居浜警察署（愛媛県新居浜市久保田町3丁目9番8号）

（3）その他

集合時刻等の詳細は、申込者に対して令和8年2月19日（木）までに通知します。

令和8年2月19日（木）までに通知がない場合は、下記9の問合せ先まで連絡してください。

5 受験申込

（1）申込受付期間

令和8年1月20日（火）から令和8年2月12日（木）までの執務時間中（月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後5時15分までの間）に受け付けます。

なお、郵送により申し込む場合は、令和8年2月12日（木）午後5時までに必着のこと（封筒の表に「会計年度任用職員申込」と朱書し、新居浜警察署警務課へ送付してください。）。

（2）申込方法

市販の履歴書（A4判又はA3判2つ折り）に申込者の顔写真（最近6か月以内に撮影したもの、カラー、脱帽、正面向き）を貼り、必要事項を記載した上で、新居浜警察署警務課へ持参又は郵送により提出してください。

6 採用

試験合格者は、原則として令和8年4月1日以降に採用されます。

7 採用後の勤務条件

	事務補助職員	特定業務職員
雇用期間	<u>採用された日～令和9年3月31日（1会計年度）</u> <u>勤務成績が良好であれば、勤務先の実情により最大2回まで再度任用されます。</u> その後も公募による採用試験を受験可能です。 ※ 任用回数、年齢による応募制限はありません。 ※ 勤務先の実情により雇用期間が変更される場合があります。	
勤務時間	原則、午前8時30分から午後5時15分までの1日7時間45分勤務	1日6時間 1週間5日勤務
休日	土曜・日曜・祝日のほか年末年始	
服務 (地方公務員法)	<ul style="list-style-type: none">・服務の根本基準（第30条）・服務の宣誓（第31条）・法令等に従う義務・職務命令に従う義務（第32条）・信用失墜行為の禁止（第33条）・秘密を守る義務（第34条）・職務に専念する義務（第35条）・政治的行為の制限（第36条）・争議行為等の禁止（第37条）・営利企業への従事等の制限（第38条）	<ul style="list-style-type: none">・服務の根本基準（第30条）・服務の宣誓（第31条）・法令等に従う義務・職務命令に従う義務（第32条）・信用失墜行為の禁止（第33条）・秘密を守る義務（第34条）・職務に専念する義務（第35条）・政治的行為の制限（第36条）・争議行為等の禁止（第37条）

給料等	月額 197,013 円（1年目） 通勤手当、期末手当、勤勉手当、退職手当等	月額 152,526 円（1年目） 通勤手当、期末手当、勤勉手当等
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・警察共済組合に加入します。 ・社会保険（警察共済組合の短期給付（医療保険）及び福祉事業（健康事業・貸付事業等）を適用、厚生年金保険及び雇用保険）が適用されます。 ※ 退職手当条例の適用を受けることとなった場合、雇用保険の被保険者となりません。 ・継続勤務期間が 12 月を超えると、厚生年金保険も警察共済組合の長期給付（年金制度）が適用されます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・警察共済組合に加入します。 ・社会保険（警察共済組合の短期給付（医療保険）及び福祉事業（健康事業・貸付事業等）を適用、厚生年金保険及び雇用保険）が適用されます。

※ これらの勤務条件は、改定されることがあります。

8 試験結果の開示

この試験の結果については、口頭により開示請求を受け付けます。

開示を請求する場合は、受験票又は本人であることを確認できる顔写真付きの書類（学生証、運転免許証等）を持参の上、平日の午前 8 時 30 分（合格発表日のみ、午後 1 時）から午後 5 時 15 分までの間に、新居浜警察署警務課へ直接お越しください。

なお、電話、はがき等による開示の請求はできませんので注意してください。

区分	開示請求できる人	開示内容	開示期間	開示場所
事務補助職員 (フルタイム)	受験者本人	総合得点、総合順位並びに一定の基準に達しない試験科目名及び検査種目名	合格発表の日から 1 月間	新居浜警察署 警務課
特定業務職員 (短時間)				

9 問合せ先

受験手続その他質疑については、新居浜警察署警務課へお問い合わせください。

新居浜警察署 警務課

〒792-0026

愛媛県新居浜市久保田町 3 丁目 9 番 8 号

電話 (0897) 35-0110 内線 215